

発言者	議題・発言内容（要旨）・決定事項
関根総務課長 (司会)	1 開会 それでは、定刻でございますので、ただいまから平成27年度第1回寄居町総合教育会議を開催いたします。 会議の進行につきましては、正式には、この後の協議事項の中で運営等の方法が決定をいたしますが、本日は初めての会議でございますので、事務局で進行をさせていただきます。 次にこの会議の議事録でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第7項の規定により、議事録の作成及び公表は町長の努力義務となっております。この規定を踏まえまして、議事録を作成するための録音、また記録のための写真撮影を事務局において行なわせていただきますのでご了承を願います。なお、議事録につきましては、各教育委員の皆様にもご確認いただいた後、町長の承認により確定し、町のホームページで公表いたしたいと存じますので、この点も併せてご承認をお願いいたします。 (「異議なし」の声あり)
関根総務課長 (司会)	次に会議の公開の取扱いにつきましては、具体的には、この後の協議事項のところで決定をいたしますが、それまでの間の当面の取扱いについてご説明を申し上げます。 総合教育会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項の規定により、原則、公開とされていることから、あらかじめ傍聴につきまして町のホームページにおいて広くお知らせをさせていただいたところでございます。また、本日の会議につきましては非公開とするべき事項は今のところないと考えられることから、本日の会議については公開とし、また、傍聴についても許可ということで対応したいと思っておりますが、よろしいですか。 (「異議なし」の声あり)
関根総務課長 (司会)	本日の会議は公開し、また傍聴も許可するというところで進めたいと存じます。
関根総務課長 (司会)	2 町長あいさつ 花輪町長からごあいさつを申し上げます。花輪町長、お願いいたします。

発言者	議題・発言内容（要旨）・決定事項
花輪町長	改めまして、こんにちは。 本日は、お忙しいところ、第1回寄居町総合教育会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、教育委員長及び教育委員の皆様方には、平素から教育の充実、発展のために大変なご尽力を賜っておりますことに、この場をお借りして、心から感謝を申し上げます。 さて、ご案内のとおり、本年4月1日より、新しく教育委員会制度が改正されました。この改正によりまして、全ての地方公共団体に、首長と教育委員会が構成員となる「総合教育会議」を設置することが義務付けられたところでございます。 この会議の趣旨は、首長が教育行政に果たす責任や役割を明確にするとともに、首長と教育委員会が協議・調整することによりまして、両者が教育政策の方向性を共通し、一致して執行にあたることにあります。 本日は第1回目でありますので、この会議の運営及び大綱につきまして協議させていただきたいと思っております。どうか忌憚のない意見交換を行い、実りのある会議にしたいと考えておりますので、ご協力をお願い申しあげまして、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。 よろしくお願い申し上げます。
関根総務課長 （司会）	ありがとうございました。
	3 教育委員長あいさつ
関根総務課長 （司会）	続きまして、大谷教育委員長からあいさつをお願いいたします。
大谷教育委員長	皆さんこんにちは。本日の会議の趣旨につきましては、ただいま花輪町長からご説明いただきましたので、その内容については申し上げるところはございません。常々感じていることを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。 すでに少子高齢化が言われて久しくなります。また現在は人口減少社会ということで、地方の創生、あるいは再生がこれまで以上に強調される時代になってきたと感じます。 まさに、地方公共団体におきましては、経済的にも財政的にも大変厳しい時代に入ったことは申し上げるまでもありません。幕末の長岡藩に、米百俵という話があります。この話の通り、まちづくりは人づくりであり、その礎は教育であると確信しています。是非このように厳しい時代であるからこそ、教育への投資、あるいは教育行政への暖かな眼差しを切望いたします。

発言者	議題・発言内容（要旨）・決定事項
関根総務課長 （司会）	さて、私見ではありますが、教育においては真に教師の分際、言い換えれば本文をわきまえた教師が現れることこそ、教育の発展だと考えております。是非、教師の皆さんには、感受性を磨き、想像力を発揮するような先生になっていただきたいと思います。またそのような教師の方を一人でも多く、育てていけるように私たちも努力をしております。 次に子供たちは、家庭と学校と地域が連携して育てていくと常々言われております。そのことと同時に我が寄居町には、ホンダという世界に冠たる企業が立地しております。今後は産業と行政と教育が連携していくことを検討していく時代に入ったとも感じます。 これから総合教育会議において様々な議論をする中で、町長部局と教育委員会が一体となって、よりよい寄居町の教育ができますよう、我々も努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。 纏まりませんがこれにてご挨拶とさせていただきます。 ありがとうございました。
関根総務課長 （司会）	4 出席者紹介 （各委員、事務局職員の自己紹介） 5 協議事項 (1) 総合教育会議について ア 寄居町総合教育会議運営要綱の制定について イ 寄居町総合教育会議傍聴要領の制定について
関根総務課長 （司会）	それでは、協議事項に移らせていただきます。最初に(1)の「総合教育会議について」を上程いたします。 なお、アの「寄居町総合教育会議運営要綱の制定について」及びイの「寄居町総合教育会議傍聴要領の制定について」は、相互に関連がありますので、一括でご協議いただきたいと思います。 それでは事務局から説明を申し上げます。
黒瀬総務課主幹 （事務局）	はじめに、資料2の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）」で総合教育会議の概要について説明をさせていただきます。 総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、第1条の4各項に新たに規定されたものでございます。この総合教育会議は、全ての地方公共団体に設置することになっております。その主な内容といたしましては、総合教育会議は、町長が設置することとされており、構成員は、町長と教育委員会からなり、会議の招集は町長が行うことになっております。会議は原則公開としております。また、必要に応じて意見聴取者の出席を要請することができるかとされています。

発言者	議題・発言内容（要旨）・決定事項
黒瀬総務課主幹 （事務局）	総合教育会議の協議、調整事項につきましては、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備などの重点的に講ずべき施策、児童生徒等の生命、身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置となっております。 また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、この会議について、原則公開のうえ、議事録を公開し、公表に努めることとされております。しかし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害される恐れがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときはこの限りでないとされております。 その他運営上の必要事項は、総合教育会議が定めることとされております。 以上、総合教育会議の概要について説明をさせていただきました。 続きまして、資料3の「寄居町総合教育会議運営要綱」について説明させていただきます。 この要綱案は、既に総合教育会議を開催し運営要綱等が決定した県、近隣市等を参考に作成いたしました。 第1条では、要綱を制定する趣旨を、第2条で法律に基づいた所掌事務を、第3条では構成員を規定しています。第4条は召集等について、会議は町長が召集し、議長になる旨を、2項で教育委員会は、協議する必要があると思慮するときは会議の招集を求めることができる旨を規定しております。第5条は、意見聴取の規定で、所掌事務を協議するに当たって必要と認めるときは、関係者に意見を聴くことができる旨を規定しております。第6条は、先ほども概要で説明いたしましたが、会議の公開については、原則公開する旨、ただし、場合により非公開にできる旨を規定しております。第7条は、議事録の作成、公表する旨の規定をしています。第8条は、調整結果の尊重について、この会議において調整が行なわれた事項については、当該構成員である町長と教育委員会は、その調整の結果を尊重する旨の規定を設けております。なお、第2条から第8条の規定については、地教行法第1条の4の規定に基づいて設けたものでございます。 次に、第9条の会議の庶務についてでございますが、教育総合会議主管課とさせていただきます。第10条はその他、会議の運営に関し必要な事項は会議で定める旨を規定いたしました。 次に、資料4の寄居町総合教育会議傍聴要領案について説明をいたします。 この傍聴要領案は、資料3の要綱案第6条の会議の公開規定を受けて定めるものでございます。この要領は、県、近隣市、教育委員会傍聴規則や議会傍聴規則を参考にし、作成いたしました。 第1条は趣旨を、第2条は傍聴手続きを規定しております。第3条は傍聴人の定員について、会場の都合により定めるとさせていただきます。第4条は入場を禁止する者について、第5条は傍聴席での行為の制限について規定しております。第6条は、特に議長の許可した者を除き、写真等撮影及び録音等を禁止する旨の規定を設けました。特に議長が許可した場合とは、マスコミが傍聴を希望した場合を想定しております。第7条は傍聴人の退場について、第8条は傍聴人の違反に対する措置について規定しております。第9条はこの要領に定めていない事項について、傍聴人は議長の指示に従う旨を規定しております。 説明については、以上でございます。

発言者	議題・発言内容（要旨）・決定事項
関根総務課長 （司会）	ただいま事務局からご説明をさせていただきました。要綱、要領、総合教育会議全般につきましてご意見等がございましたら挙手をお願いしたいと思います。 （挙手なし）
関根総務課長 （司会）	ご意見等が無いようですので、上程した2つの要綱・要領については原案のとおり決定をさせていただきます。寄居町総合教育会議については、今後、関連法令及び決定いただいた要綱等に基づき進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
	(2) 大綱について
関根総務課長 （司会）	続きまして、大綱について、事務局から説明を申しあげます。
黒瀬総務課主幹 （事務局）	それでは、資料5をもとに説明をさせていただきます。資料5は、大綱に関する関係法令及び通知の抜粋でございます。 大綱については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3において「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとする。」と規定されています。 文部科学省初等中等教育局長通知には、大綱の定義といたしまして、「大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと」となっています。また、②の部分になりますが、「大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めること」とされております。参酌とは、参考にするという意味であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものであるという定義がされております。 資料5の下段でございますが、参酌する国の教育振興基本計画とその他の計画との関係については、同通知の(3) ①の部分ですが、「地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられることから、地方公共団体の長が総合教育会議において教育委員と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要がない」となっております。 これらの法令及び通知を踏まえまして、大綱については、本日、これからいただくご意見をもとに、後日、事務局で素案を作成いたしまして、次回の総合教育会議で協議をお願いしたいと考えています。 説明は以上でございます。

発言者	議題・発言内容（要旨）・決定事項
関根総務課長 （司会）	事務局から説明をさせていただきました。本日初めての会議でございます。事務局といたしましては、この大綱につきまして、本日ご意見をいただいた上で素案を後日作成し、次回の本会議に具体的に上程していきたい、その中にご協議をいただきたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。 それでは、ただ今の事務局の説明に対して委員の皆様からご意見等がございましたら挙手をお願いしたいと思います。
花輪町長	大綱についての(3)の①、「当該計画をもって大綱に代えることができる」とありますが、当該計画に相当するものは、今は無いと思っております。
内野教育総務課長 （意見聴取者）	意見聴取者という立場で答えさせていただきます。 町の教育委員会の中で日頃の様々な政策を進めることにおいては、まず第一に町の振興計画がございます。この振興計画の中で、学校教育をはじめとする様々な文化や生涯学習がありますので、まずこれが基本になっております。 これをもとにして、毎年毎年、寄居町の教育委員会の教育行政重点施策というものを作成しております。具体的にはそういったものを中心にして進めておりますので、寄居町の基本教育計画といった形では作成されていません。
花輪町長	（了承）
関根総務課長 （司会）	他にございませんか。 （「なし」の声あり）
関根総務課長 （司会）	ご意見等がないようですので、大綱につきましては、事務局で今後案を作成し、次回の総合教育会議に上程させていただくことといたします。その時に具体的に協議をお願いしたいと思います。
	6 その他
関根総務課長 （司会）	次に、その他でございますが、事務局から何かありますか。 （「なし」の声あり）
関根総務課長 （司会）	委員の皆様から何かございますか。 （「なし」の声あり）
	7 閉会

発言者	議題・発言内容（要旨）・決定事項
関根総務課長 （司会）	それでは、本日の総合教育会議の協議事項等はすべて終了いたしましたので、以上をもちまして、平成２７年度第１回寄居町総合教育会議を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。